大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案に関する区民意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果について

1　パブリックコメントの実施概要

（1）公表資料

・大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正骨子案
・大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案概要（参考資料）
・大田区旅館業法施行条例改正案　構造設備基準「一体的管理」の考え方について（参考資料）
・意見募集案内（実施要領及び意見提出書）

（2）募集期間

令和８年８月 15 日（土）から９月４日（金）まで

（3）閲覧方法・募集方法

区のホームページ、区政情報コーナー、生活衛生課窓口

（4）意見の提出方法

生活衛生課宛て持参、郵送、ファックス、電子申請（LoGo フォーム）

（5）意見申出対象者

区内在住者、区内に事務所又は事業所を有する個人・法人・その他の団体、区内在勤者・在学者、その他本条例案に直接的な利害関係を有すると認められる者

2　意見募集の結果

（1）意見提出者（意見提出団体含む）数　188 名

【意見提出者の内訳】

（条例改正全般に関する意見のみの提出者２名を除く）

旅館業法施行条例改正案に対する意見提出者	186 名
住宅宿泊事業法施行条例改正案に対する意見提出者	185 名

【属性別の内訳】

区内在住者		132 名
事業者等	区内に事業所等を有する個人事業者	4 名
	区内に事業所等を有する法人事業者・団体	9 名
その他	区内在勤者	6 名
	本条例案に直接的な利害関係を有すると認められる者等	37 名

（2）受付方法

持参：31 件、郵送：１件、
ファックス：２件、電子申請：154 件

（３）提出意見数　　1,293 件

【内訳】

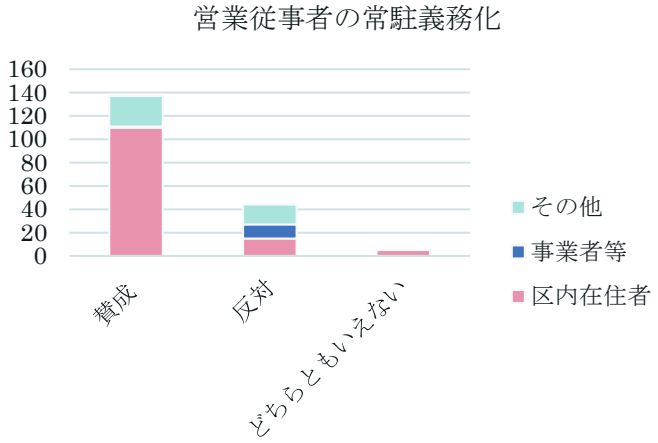
旅館業	742 件
住宅宿泊事業	551 件

３　提出意見の概要

【大田区旅館業法施行条例】

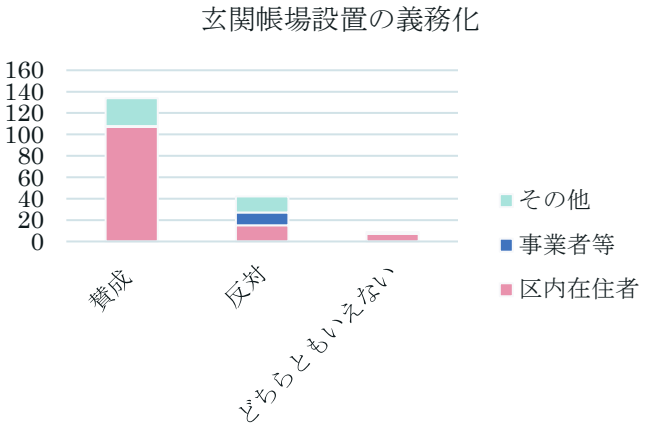
（１）営業従事者の常駐義務化（災害時や緊急時を含め、迅速な対応ができるよう、営業従事者常駐の義務付けについて）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	110	15	5
事業者等	1	12	0
その他	26	17	0
計	137	44	5



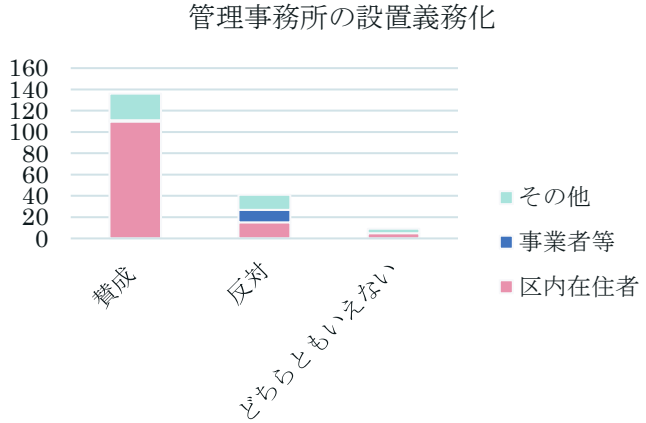
（２）玄関帳場設置の義務化（宿泊者の受付等に適した広さ・設備を備えた玄関帳場（フロント）設置の義務付けについて）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	107	15	7
事業者等	1	12	0
その他	26	15	2
計	134	42	9



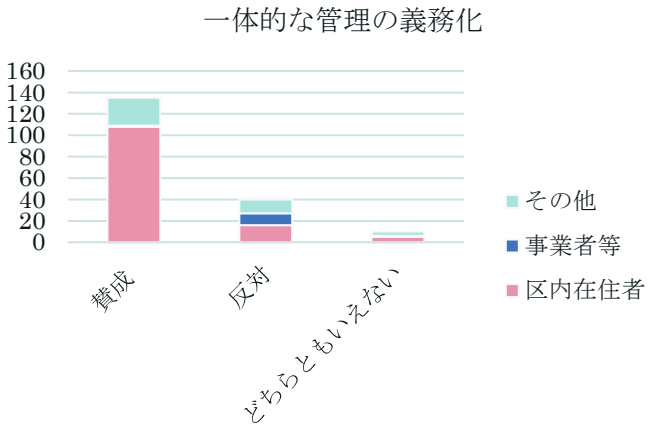
（３）管理事務所の設置義務化（営業施設を適切に管理するため、必要な管理事務所設置の義務付けについて）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	110	15	5
事業者等	1	12	0
その他	25	14	4
計	136	41	9



（４）一体的な管理の義務化（玄関帳場、客室等を 一体的に管理、かつ、住居と区画 され、これらが混在していない構造とすることについて）

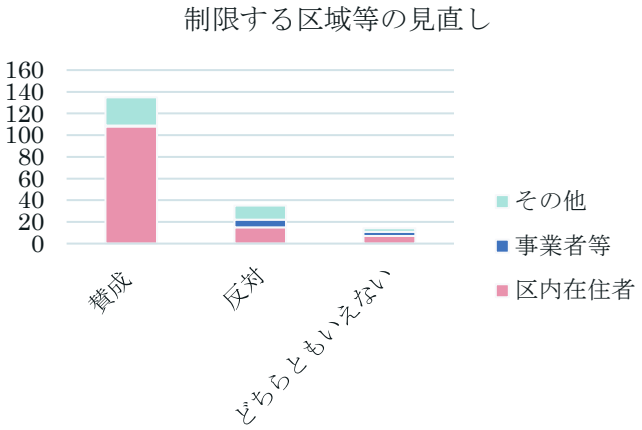
	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	108	16	5
事業者等	1	11	1
その他	26	13	4
計	135	40	10



【大田区住宅宿泊事業法施行条例】

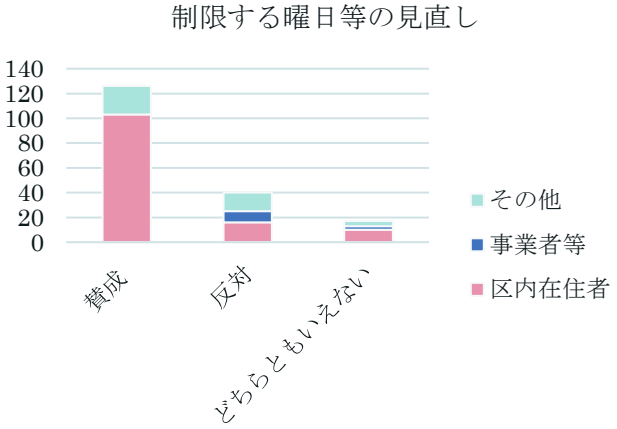
（１）制限する区域等の見直し（ホテル・旅館の建築が制限されている用途地域等や、小・中学校の周囲 100 メートル以内の区域について、新たな住宅宿泊事業の実施を不可とすることについて）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	108	15	7
事業者等	1	7	4
その他	26	13	3
計	135	35	14



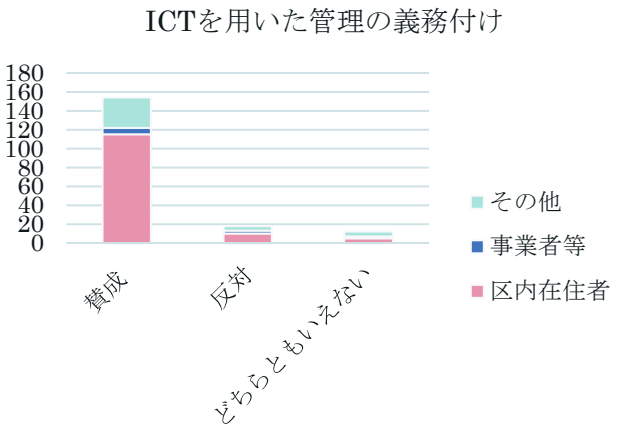
（２）制限する曜日等の見直し（営業可能な曜日等の制限について）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	103	16	10
事業者等	0	9	3
その他	23	15	4
計	126	40	17



（３）ICT を用いた管理の義務付け（防犯カメラ等により宿泊者の出入りを確認・記録できる管理体制の整備を義務付けについて）

	賛成	反対	どちらともいえない
区内在住者	115	10	5
事業者等	7	3	2
その他	32	5	5
計	154	18	12



４　ご意見の要旨と区の考え方

別添資料の通り

５　パブリックコメントの結果等を踏まえた対応

（１）各改正項目について、賛成意見多数であるとともに、改正案で対応できるため修正は行わないこととする。

（２）条例に規定しない細部の内容に関する意見については、区規則やガイドライン等を改正する際の参考とする。